

## ✚ 貨物概要

硫酸亜鉛メチオニン

## ✚ 分類

関税率表第 2930.90 号（統計番号 2930.90-990）のその他の有機硫黄化合物（INN非対象）

## ✚ 分類理由

メチオニン（第 2930.40 号）は医薬の有効成分としてWTO譲許表附属書（医薬品関係）の付表ⅠA（指定を受けた医薬品の有効成分）に掲げられているものですが、メチオニンの塩である硫酸亜鉛メチオニンは同号に分類されず、付表Ⅲにも掲げられていないことから、INN対象品目とはなりません。

※付表ⅠA：指定を受けた医薬品の有効成分

付表Ⅲ：INNを有する有効成分の塩、エステル又は水和物であって当該有効成分と同一の号に分類されていないもの

▲ ▲ ▲

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）